

令和5年度

# 第7回 吹田市地域公共交通協議会

議題-2 地域コミュニティ交通の創出について

吹田市

# 地域コミュニティ交通導入ガイドライン策定の背景と目的

---

## 背景と目的

本市の公共交通は、鉄道・路線バス、タクシーで網羅されており一定充実しています。併せてこれらを補完するコミュニティバスの導入によりまとまった公共交通空白地域・不便地域は解消されてきました。

しかし、利用者数の低下から減便や廃止となったバス路線の周辺地域において、公共交通サービスの確保といった要望が挙げられている実態があります。

本市は限られた財源の中でこれらの要望のある地域において従来の公共交通と連携した新たな交通手段の導入に向け支援を行います。

当該ガイドラインは、**地域が主体となり新たな交通手段の導入を検討する際に導入手順・支援内容等を整理するもの**です。

# 地域コミュニティ交通について

---

## 本市の考え方

現状は、市内を網羅した形で公共交通サービスが構成されていますが、地域住民の利用が減少してしまえば、当然既存の公共交通サービスは衰退してしまい、交通空白地域(不便地域)が発生してしまいます。将来にわたり、自らの移動手段を確保・維持するには、**地域住民が既存公共交通を積極的に活用していく意識が重要**になります。

そのため、地域コミュニティ交通は、吹田市公共交通維持・改善計画(マスタープラン)に定めた各公共交通の役割分担と重複せずに、**既存公共交通に乗継ぐための限られた範囲内で運行するもの**とします。

# 地域コミュニティ交通について

## 運行形態

地域コミュニティ交通は、既存公共交通では対応できないきめ細やかなニーズに対応し、実情に応じた生活の足を担う、地域主体の公共交通です。導入を検討するにあたって、道路運送法において事業用(緑ナンバー)に該当する、**乗合事業(一般乗合旅客自動車運送事業)**を基本とします。運行形態は、導入地域の利用実態に沿って設定してください。

